



資料編

3 自主防災組織防災計画（例）

〇〇町自主防災会防災計画

1 目的

この計画は〇〇町自主防災会（以下「本会」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって火災、地震、風水害等の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集伝達に関する事
- (5) 出火の防止及び初期消火に関する事
- (6) 救出救護に関する事
- (7) 避難誘導に関する事
- (8) 給食給水に関する事
- (9) 災害時要援護者に関する事
- (10) 防災資機材の備蓄及び管理に関する事

3 組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本会に次の班を置く。

- (1) 本部 本会の運営、防災関係機関との連絡調整
- (2) 情報班 被害情報の収集と伝達
- (3) 消火班 初期消火活動
- (4) 避難誘導班 住民の避難場所への誘導と安否確認
- (5) 救出救護班 負傷者の救出救護
- (6) 給食給水班 食料、飲用水の調達と炊き出し、分配

4 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

(1) 啓発事項

- ア 本会及び防災計画に関する事
- イ 災害の知識に関する事
- ウ 災害危険箇所の把握、避難経路、避難箇所に関する事
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事
- オ その他防災に関する事

(2) 普及啓発方法

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
- イ 講演会、座談会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行われる時期に合わせて実施する。



5 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

個別訓練は、次の訓練とする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 給食給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は町内会等の行事に合わせて実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、有線放送、電話、携帯無線機、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中に地域住民に、次の事項に重点をおいて点検整備するよう呼びかける。

- ア 火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓
- イ 石油類等の危険物品の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ア 可搬式小型動力ポンプ
- イ 消火器、水バケツ、消火砂等



資料編

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関に出動を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合

直ちに応急救護所へ搬送し、防災関係機関、医療機関に連絡する。

9 避難誘導

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市（町）長の避難命令が出たとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

ア 避難路 ○○通り、ただし○○通りが通行不能の場合は○○通り

イ 避難場所 ○○公園又は○○学校

10 給食給水

避難場所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市（町）から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市（町）から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と分配

給食給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

11 災害時要援護者に関すること

(1) 災害時要援護者の把握

災害時要援護者を把握し、行政、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や救出・救護活動を検討する。



12 防災資機材

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、毎年6月第1日曜日を本会が保有する全資機材の点検日とする。

4 自主防災組織への助成制度

○コミュニティ助成事業((財)自治総合センター:宝くじ受託事業収入が財源)

自主防災組織育成助成事業（消防防災資機材の整備）

- 助成対象者 自主防災組織及び婦人防火クラブ又はその連合体
- 助成額 新設の自主防災組織 (30万円～200万円)
既設で過去に未助成の組織 (30万円～150万円)
地域安心安全ステーション整備事業を行う自主防災組織
(30万円～100万円)
その他の自主防災組織 (30万円～100万円)

助成資機材の参考例

情報連絡用：携帯用無線機、電池メガホン、腕章等
消火用：可搬式動力ポンプ、ホース、防火衣、ヘルメット等
水防用：救命ボート、ロープ、防水シート等
救出救護用：エンジンカッター、テント、救急箱、担架等
給食給水用：給水タンク、炊飯装置等

※詳細については、市町の防災担当課にお問い合わせください。

